

# 平成27年度部長マニフェスト取組結果

部(局)名	福祉保健部
部(局)長名	平野 孝子

【達成度について】

A：達成（設定した目標を達成することができた。）

B：一部達成（設定した目標の一部のみ達成することができた。）

C：未達成（目標達成に向け取り組んだものの、目標達成にはいたらなかった。）

重点課題 5	高齢者・障がい者の権利擁護の推進
--------	------------------

全体の達成度

A

達成

目指すべき方向	判断能力が十分でない認知症高齢者の権利を守るために、高齢者・障がい者虐待の防止と成年後見制度の活用をすすめ、安心した生活を送れるように支援を行います。
---------	---

活動目標
<p>養護者による高齢者虐待防止について出前講座等で啓発を進め、特にケアマネジャー、介護保険サービス事業者に対しては重点的に研修等を行います。養介護施設従事者による高齢者虐待防止について啓発をすすめるとともに、介護現場への適切な監査と指導を行い、不適切なサービス提供状況の早期発見、早期改善に取り組みます。</p>
<p>障がい者虐待防止ネットワークを構築するために、障がい者虐待防止センターを中心に、構成機関の設定、会議のあり方等について検討します。</p>
<p>成年後見制度の利用促進について、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、法人後見事業と連携を強化します。</p>

具体的な取組実績
<p>（養護者による高齢者虐待の防止について） 養護者による虐待防止を目的に、庁内外向けに合わせて13回の講座を開催しました。地域ケア会議においては、市内6ブロック全域で、事例を通じた対応の紹介とグループワークを行い、計227名のケアマネジャー、介護保険サービス事業者、地域の支援者等に、高齢者虐待の早期発見早期対応の重要性について啓発を行いました。 （養介護施設従事者による高齢者虐待） 新規指定事業者向け研修の中で、42事業者に対して高齢者虐待に関する研修を行い啓発を図りました。虐待に関する通報（10件）に対しては、できるだけ速やかに現場調査等を行いました。</p>
<p>平成28年2月1日に障がい者虐待防止ネットワークについて、（仮称）障がい者虐待防止ネットワーク会議参加予定団体へ概要の説明を行い、構築への協力を要請しました。</p>
<p>社会福祉協議会法人後見事業と高齢福祉室の権利擁護担当者が計5回の連携会議を開催し、認知症の日常生活自立支援事業利用者が適切に成年後見制度に移行できるように、状況の把握や意見交換を行いました。 平成27年度の成年後見制度利用支援実績は障がい者では7件で、うち1件が法人後見制度の利用です。</p>



達成目標
<p>地域住民、ケアマネジャー、介護保険サービス事業所の虐待防止に関する意識を高め、地域包括支援センターへの高齢者虐待に関する相談につなげます。養介護施設従事者等による虐待の未然防止、悪化防止への認識を深めるとともに、介護保険事業者の適正な運営の確保を進めます。</p>



達成状況	達成度
<p>（養護者による高齢者虐待の防止について） 高齢者虐待に関する通報数は75件あり、昨年度と比較すると5件の増加となりました。通報者の内訳としては、ケアマネジャーと介護保険サービス事業者を合わせて28件あり、昨年度より11件増加しました。早期発見、早期対応の重要性についての認識がすすんできています。 （養介護施設従事者による高齢者虐待） 虐待に関する通報には現場調査等を行い改善指導を行いました。監査し虐待を認定した事業者に対し行政処分（1件）を行いました。</p>	<p>A</p> <p>達成</p>

## 平成27年度部長マニフェスト取組結果

<p>障がい者虐待対応において、保健所、警察等の行政機関、庁内の関係部署、障がい福祉サービス事業所等の関係機関で構成されたネットワークを構築し、情報共有のもと、連携した対応に努めます。</p>	→	<p>(仮称)障がい者虐待防止ネットワーク会議参加予定団体の賛同を得、年度内に障がい者虐待防止ネットワーク会議設置要領を策定しました。今後は障がい者虐待の連携対応に向け、情報共有を進めていきます。</p>	<p>A 達成</p>
<p>社会福祉協議会との連携を強化することで、市民にとって成年後見制度が身近なものとなり、気軽に相談でき、活用に結びつくよう基盤整備を進めます。</p>	→	<p>認知症が進行し、日常生活自立支援事業での対応が困難となっている7名の利用者について、支援方針を検討しました。社会福祉協議会職員と協力して、成年後見制度の内容説明や申立手続きの支援を行い、その結果、1名は市長申立、3名は本人・親族申立を行い、成年後見制度利用へ移行することができました。</p>	<p>A 達成</p>

### 総合評価・総括

(高齢者虐待の防止)  
 地域の高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、市民からの権利擁護（高齢者虐待防止、成年後見制度利用促進、消費者被害の防止）に関する相談が年々増加し、その内容は多岐にわたり複雑化しています。市内の13か所（平成28年度からは15か所）の地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が、その支援について高いスキルで対応できるよう、会議を重ね、連携を強化していきます。また、養介護施設従事者による高齢者虐待の防止を図るため、事業者へ虐待に関する啓発を進めるとともに、実地指導においては虐待の可能性がないかの視点を持って行っています。今後とも虐待事例には早期対応を図っていきます。

(障がい者虐待の防止)  
 障がい者虐待防止センターへの市民からの相談や通告は年々増加しています。障がい者虐待については、虐待と気づかないまま起きているおそれもあり、虐待を防ぐためには小さな兆候を見逃さずに早期に発見し、障がい者や養護者へ適切な支援をしていくことが大切です。そのためには、設置した虐待防止ネットワーク会議を活用し、連携対応を一層強化するとともに、情報共有を進めていきます。また、成年後見制度の利用についても年々増加しており、引き続き制度利用を必要とする障がい者への支援及び申立て手続きを進めていきます。